●会員に対する処分の執行について

会則第４９条第６項の規定に基づき、当該会員に対して、下記のとおり処分を執行しましたので、会則第５３条第２項の規定によりその旨を公表します。

１．処分を受けた会員

北本 友彦会員（登録第２３１５７号）

２．処分の種別

退会

３．処分の理由の概要

当該会員は、会則第３５条及び第１４３条に規定する会費を、２０２４年１０月～２０２６年6月分まで１９か月分（計２８万５千円）を滞納した。

４．処分の執行日

２０２６年１０月２８日